

## 第 5 章 安全・安心な子育ての環境づくり

### 第 1 節 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

#### 【現状と課題】 5-1

情報化社会の著しい進展により、子どもたちの健全育成を阻害する性や暴力等に関する過激な情報が氾濫し、また、近年のスマートフォンの急激な普及等に伴い、アプリケーションソフトウェアや SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）、オンラインゲーム等の利用を通じて、長時間利用によるネット依存、ネットいじめやネット詐欺により犯罪に巻き込まれるケース等が社会問題となっています。

有害な情報やインターネットを利用したいじめや犯罪等から子どもたちを守るためには、関係機関・団体、PTA、地域住民が連携・協力を進めていくことが重要です。特に、子どもたちの情報モラルやネットマナーについては、学校だけでなく家庭とも連携しながら、その向上を図る必要があります。

#### 【具体的施策】 5-1

青少年を取り巻く有害環境の浄化対策については、18歳未満の少年に対する有害図書類の販売の制限、立入調査の実施による区分陳列の徹底を進めます。

（こども未来課）

少年保護育成関係機関等と連携し、各販売店やビデオレンタル店等に対する立入り、指導を行うとともに、長崎県少年保護育成条例 に基づく、少年に対する有害図書類の貸出し・販売事犯等の指導取締り、出会い系サイトや SNS に係る児童買春・児童ポルノ事犯等各種違反の取締りを更に積極的に行います。

（警察本部人身安全・少年課）

インターネット上の有害情報などから子どもを守るため、携帯電話販売業者をはじめとする関係業界等と連携し、フィルタリング の普及やインターネット利用のルールづくりなど、メディアとの正しい付き合い方について広報啓発を推進します。

（こども未来課、警察本部人身安全・少年課）

親や子どものメディアリテラシー力の向上のために、学校等へのメディア安全指導員の派遣や、幼児教育関係者向けの研修により、子どもや保護者等に対し、情報機器との適切なかわりを学ぶ機会を提供します。

（こども未来課）

情報モラル教育教材「SNS ノート・ながさき」を活用しながら、道徳の時間をはじめ各教科等の時間、ホームルームの時間などに情報モラル教育を実施し、児童生徒の適切な情報モラルの醸成に努め、外部講師を活用するなどしてネットトラブルから身を守る知識や技術を身につけさせるとともに、違法行為をしないという強い意志や心身ともに健康な生活への意識を育てます。また、具体的な事案を例示するなど、児童生徒が主体となって取り組む機会を設けていきます。さらに、家庭における携帯電話のルールづくりを通して保護者が責任を持って児童生徒を指導するよう働きかけていきます。

(児童生徒支援課)

メディア安全指導員を学校やPTAなどに派遣し、インターネット、メディアとの関わり方に関する指導・啓発を行います。

(こども未来課)

保護者に対し、インターネットや携帯電話等の危険性や家庭でのルールづくり等、指導の必要性について啓発します。

(児童生徒支援課)

#### 【数値目標】5-1

| 数 値 目 標                 | 基 準 値 |     | 目 標 値      |              |
|-------------------------|-------|-----|------------|--------------|
|                         | 年度    |     | 年度         |              |
| 携帯電話所持の児童・生徒のフィルタリング利用率 | R1    | 63% | R5<br>(R7) | 75%<br>(80%) |

## 第 2 節 子ども等の安全の確保

### 1 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

#### 【現状と課題】 5-2-1

子どもを交通事故から守るため、市町、保育所、学校等との連携や協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。そのために、子どもや子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を強力に推進する必要があります。

「子どもの安全は親が守る。」との認識を向上させ、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底が重要です。

自転車事故を防止するために、子どもの自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、自転車利用者に対する交通ルールの遵守徹底の広報キャンペーンや自転車教室を積極的に開催して、自転車の安全利用の推進を図る必要があります。

#### 【具体的施策】 5-2-1

交通安全教育施設である長崎交通公園が、交通ルールやマナーを楽しみながら学べる場として、より多くの子ども等に活用されるよう、県民への広報を実施します。

(交通・地域安全課)

交通安全教育等を実施している交通安全指導員を育成し、交通安全母の会への活動支援、市町交通指導員ブロック研修会の開催など、交通安全指導力の一層の向上に努めます。

(交通・地域安全課)

市町や教育庁を通じて県内の小・中・高・特別支援学校から交通安全図画・作文を募集し、優秀作品は長崎県交通安全推進県民協議会で表彰するほか、展示や四季の交通安全ポスターに採用して交通安全の啓発に活用します。

(交通・地域安全課)

定期的に通学路の安全点検を実施し、PTAや地域ボランティア、警察等の関係機関と連携した見守り体制を強化するとともに、通学路安全マップの作成等、児童生徒に危険箇所を具体的に把握させることにより、交通事故や不審者から守ります。

(児童生徒支援課)

子どもを交通事故から守るため、市町、保育所、学校等との連携や協力体制の強化を図り、子どもや子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育の推進に努めます。

(警察本部交通企画課)

県営バスで毎年実施している全国バスの日の記念行事のひとつに、「交通安全教室」を定例的に行うこととし、対象となる幼稚園・保育園を拡大します。

(交通局運輸課)

関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等のあらゆる機会を通じて「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」を普及し、着用効果の啓発など着用普及の推進を積極的に行います。

(交通・地域安全課)

関係機関・団体と連携して、児童・生徒等に対する自転車教室を開催し自転車の安全通行ルールを学ばせるなど、自転車安全教育を充実させ、自転車の安全利用を推進します。

(交通・地域安全課)

子どもの自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、自転車利用者に対する交通ルールの遵守徹底のための広報キャンペーンや自転車教室を積極的に開催して、自転車の安全利用の推進に努めます。

(警察本部交通企画課)

小中学校の通学路にある危険ブロック塀等が災害時に倒壊するのを未然に防止するため、市町と連携し、除却を行う者への支援を行います。

(住宅課)

## 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

### (1) 安全情報の提供の推進

#### 【現状と課題】5-2-2(1)

年々、県内における刑法犯認知件数は減少しているものの、県内外の通学路等において子どもが犯罪の被害者となる凶悪犯罪が発生している状況にあることから、子ども対象の事件の前兆とみられる声掛け事案、つきまとい事案等を認知した段階で、タイムリーに情報を発信し、県民の被害防止意識及び自主防犯意識の高揚に努める必要があります。

消費者を取り巻く環境は、経済社会の多様化等に伴い、クレジットなどの信用取引の増加、ネットショッピング等の無店舗販売の増加、スマートフ

オンの普及などに伴い若年者をターゲットにしたトラブルも後を絶たない状況となっています。消費者被害の未然防止には、生活者としての知識等の習得が必要です。また、将来、自立した賢い消費者となるためには、高等学校や大学等において消費生活に関する知識を提供することが不可欠です。

#### 【具体的施策】5-2-2(1)

小、中、高校や教育委員会等と構築している「ファックスネットワーク」、自治体、企業等とインターネットで構築している「もってこいネットワーク通信」、携帯電話等へメール配信している「安心メール・キャッチくん」のほか、県警ホームページや生活安全ニュースなど各種広報媒体を活用し、迅速な安全情報の発信・提供に努めます。また、「安心メール・キャッチくん」の登録者の拡大を図ることにより、地域住民の自主防犯意識の高揚及び浸透に努めます。

(警察本部生活安全企画課)

長崎県消費者基本計画に基づき、高等学校や大学等が実施する講座などに講師を派遣します。また、市町と連携した中学校の講師派遣などにも取り組みます。

(食品安全・消費生活課)

### (2) 関係機関・団体等と連携したパトロール活動の推進

#### 【現状と課題】5-2-2(2)

発生状況等を県民に知らせて自主防犯意識の高揚を図るとともに、発生時間帯、発生場所等を踏まえた通学路等における見守り活動を地域の防犯ボランティア等と相互に連携して取り組むとともに、見守りの担い手の裾野を広げる必要があります。

#### 【具体的施策】5-2-2(2)

あいさつ・声掛け運動の拡大をはじめ、非行防止・健全育成の全国強調月間(7月、11月)における啓発活動を実施し、併せて街頭補導の充実に努めます。

(こども未来課)

子どもを犯罪から守るための活動として、防犯ボランティア、少年警察ボランティア、子ども110番の家等との緊密な情報交換や合同パトロールの実施及び日常生活や事業活動を行いながら、防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」の推進により、通学路等における効果的な見守り活動ができるように支援を行います。

(警察本部生活安全企画課)

地域住民、関係機関・団体と連携し、学校周辺、通学路及び遊び場周辺等での地域安全パトロール、点検活動等、地域の実情に即したきめ細かな活動を行います。

(警察本部人身安全・少年課)

学校、家庭、地域との連携強化に努めるとともに、学校警察連絡協議会等の活用により地域の警察と学校の連携を一層充実します。また、子ども110番の家や「地域安全マップ」等を活用し、児童生徒の防犯意識の向上に努めます。

(児童生徒支援課、警察本部人身安全・少年課)

地域ぐるみで学校の安全体制の整備を図るため、各学校による通学路の安全点検を行うとともに、教職員対象の学校安全教室推進研修会を開催し、教職員の資質向上に努めます。

【5-2-2(2)、5-2-2(3)掲載】(児童生徒支援課)

自主防犯活動を行うボランティア等の拡大を図るとともに、これらの活動について必要な支援を行います。

(交通・地域安全課)

### (3) 防犯講習の推進

#### 【現状と課題】5-2-2(3)

子ども対象の犯罪は、行為者が甘い言葉や暴行・脅迫を用いるなどの様々な手口があり、被害実態を踏まえて、学校においては「不審者対応避難訓練」、地域においては「自治会等への防犯講話」を随時実施していく必要があります。

#### 【具体的施策】5-2-2(3)

地域ぐるみで学校の安全体制の整備を図るため、各学校による通学路の安全点検を行うとともに、教職員対象の学校安全教室推進研修会を開催し、教職員の資質向上に努めます。

【5-2-2(2)、5-2-2(3)掲載】(児童生徒支援課)

防犯ボランティア等と連携の上、県民のニーズに応じた効果的な防犯講習会等を開催します。

(交通・地域安全課)

子どもに危険予測・回避能力を身に付けさせるため、防犯ボランティア等との連携による参加体験型の防犯訓練や防犯教室を開催するとともに、学校における不審者への対応要領の習得を目的とした参加体験型の「不審者

対応避難訓練」を実施します。

(警察本部生活安全企画課)

#### (4) 自殺対策の推進

##### 【現状と課題】5-2-2(4)

警察統計によれば、本県における39歳以下の子ども・若者による自殺者は全体の約2割を占めており、全国的にも問題となっているいじめやいじめによる自殺は本県においても対応しなければならない喫緊の課題となっています。そのため、子ども・若者の自殺を防ぐ体制の充実に努める必要があります。

##### 【具体的施策】5-2-2(4)

民間団体を含む関係機関・団体と連携・協力し、普及啓発の強化、各関係機関における相談支援技術の向上及び体制強化、関係機関の連携体制の強化を取組の柱として、総合的な自殺対策に取り組みます。

(障害福祉課)

全ての教育活動を通じて道徳教育を推進し、命のつながりや家族の絆に対する意識を高め、全ての人間や命あるものを尊重し、大切にしようとする心を育みます。

(児童生徒支援課)

不登校 やいじめなど、児童生徒が抱える心の問題や発達上の課題等への対応を適切に行うため、状況に応じて学校にスクールカウンセラー を適切に配置するとともに、スクールカウンセラー未配置校には、臨床心理士などを派遣します。さらに、スクールソーシャルワーカー の配置や、24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)、メール相談、SNS相談など、教育相談体制の充実に引き続き取り組みます。また、「不登校支援コンセプト」や「望ましい人間関係を育む活動事例集」など、教員向けのガイドライン・事例集の周知・活用や「カウンセリングリーダー養成研修」等研修を充実することにより、教職員の教育相談に関する資質の向上に努めます。

【4-1-1、5-2-2(4)掲載】(児童生徒支援課)

### 3 被害を受けた子どもへの支援

##### 【現状と課題】5-2-3

事件・事故等の被害に遭った児童生徒については、きめ細かな心のケアが求められています。

少年の被害問題について、県警では、被害者支援連絡協議会をはじめ、少年サポートセンターの職員と県内に2名配置している被害少年カウンセリングアドバイザーがその対応をしています。しかし、少年の被害問題は、多角的にきめ細かな対応が求められており、警察だけでは十分な対応は困難な状況にあります。このようなことから、関係機関・団体との連携を更に強化していく必要があります。

#### 【具体的施策】5-2-3

学校内外で、危機的な事件・事故等が発生した場合、教育委員会や学校からの要請に基づき、こころのケアを行う専門家チームを派遣し、2次被害の防止とこころの応急処置を行います。

(障害福祉課)

犯罪被害等を受けた児童生徒及びその保護者等を支援するため、スクールカウンセラーを派遣するほか、適切な対応ができるよう教職員を対象としたカウンセリングリーダー養成研修会を実施します。

(児童生徒支援課)

被害者支援連絡協議会(被害少年分科会)を通じて関係機関・団体との連携を強化し、複雑、多様化する少年被害問題に対し、多角的にきめ細かな支援を行うとともに、少年サポートセンターの少年補導職員によるカウンセリングの実施、相談の充実強化・継続的支援活動、「被害少年カウンセリングアドバイザー制度」を活用した積極的な支援活動を推進します。

(警察本部人身安全・少年課)



### 第 3 節 子育てを支援する生活環境の整備

#### 1 良質な住宅の確保

##### 【現状と課題】 5-3-1

県営住宅の入居希望者については、一般世帯同様に子育て世帯も多いことから、地域的なバランスを考慮しながら子育て世帯向け住宅の募集の検討が必要です。

##### 【具体的施策】 5-3-1

県営住宅の定期募集の際、多子家庭向けの優先入居枠を設けます。また、小児慢性特定疾患の患者を看護している方（小児慢性看護世帯）で、一定の要件を満たしている場合には、優先入居を行います。

（住宅課）

保育所、幼稚園、小学校及び中学校の立地状況やその他交通の利便性など、子育てに適した良好な周辺環境を有する県営住宅について、空き住戸や建替団地の住戸を子育て用住宅として指定し、一定の入居資格を有する子育て世帯の入居を促進します。

（住宅課）

##### 【数値目標】 5-3-1

| 数 値 目 標          | 基 準 値 |       | 目 標 値 |       |
|------------------|-------|-------|-------|-------|
|                  | 年度    |       | 年度    |       |
| 県営住宅におけるバリアフリー化率 | R1    | 54.3% | R6    | 59.8% |

#### 2 良質な居住環境の確保

##### 【現状と課題】 5-3-2

人口や世帯の減少が見込まれる今後の状況や、民間賃貸住宅を含む空き家の増加を踏まえ、これまでのように公共団体が直接建設する子育て世帯向け住宅の供給では限界があるため、今後は民間住宅市場を活用した幅広い支援が必要です。

##### 【具体的施策】 5-3-2

民間の不動産団体や社会福祉協議会及び市町でつくる長崎県居住支援協議

会を通して、民間住宅市場を活用した子育て世帯等向けの情報提供を図り、支援を行います。

(住宅課)

安心して子育てができるよう、市町と共に、多子世帯や新たに職住近接又は育住近接(3世代同居・近居を含む)をするために中古住宅の取得や改修する方への支援を行います。

(住宅課)

#### 【数値目標】5-3-2

| 数 値 目 標                                   | 基 準 値 |  | 目 標 値 |      |
|-------------------------------------------|-------|--|-------|------|
|                                           | 年度    |  | 年度    |      |
| 子育て世帯が安心して子どもを産み育てることのできる居住環境を支援する市町数(累計) | R3    |  | R6    | 21市町 |

### 3 安全な道路交通環境の整備

#### 【現状と課題】5-3-3

道路利用者の安全・安心の確保に加え、昨今の厳しい財政状況の中において、限られた財源の有効性を高めるためには、公共事業の「選択」と「集中」は避けられない問題となっており、住民のニーズに応えるための重点化やより一層のコスト縮減が課題となっています。

全国的に通学路及び未就学児童の園外活動経路における重大事故が発生したことを契機に、特に通学や園外活動時の交通事故を防ぐため、通学路や園外活動経路をはじめとした生活道路における交通安全対策の必要性が高まっています。

#### 【具体的施策】5-3-3

「長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例」に基づいた歩道整備、重点整備地区内の駅やターミナルと官公庁や福祉施設などを結ぶ道路の車道と歩道を分離、歩行者、自転車及び自動車適切に分離された自転車通行空間の整備など、安全な道路交通環境の整備に取り組みます。

(道路建設課、道路維持課)

幹線道路の整備推進により自動車交通を整流化し、生活道路への通過交通車両の進入を排除することで、安全な道路環境の確保に努めます。

(道路建設課)

各市町の通学路安全対策推進協議会において策定した通学路交通安全プログラムに基づき、教育委員会、各小学校、警察署等と連携した通学路の合同点検を実施し、計画的かつ継続的に通学路の交通安全対策を実施します。  
(道路維持課)

未就学児が日常的に集団で移動する経路等の緊急合同点検を、施設管理者、市町こども関係課、警察署等と行い、対策が必要とされた箇所の交通安全対策を実施します。  
(道路維持課)

生活道路対策エリアにおいてビッグデータを用いた分析を実施し、自動車の速度抑制、通過抑制、歩行空間の確保など歩行者・自転車優先の道路づくりを実施します。  
(道路維持課)

#### 【数値目標】5-3-3

| 数 値 目 標      | 基 準 値 |        | 目 標 値 |         |
|--------------|-------|--------|-------|---------|
|              | 年度    |        | 年度    |         |
| 通学路の歩道等の整備延長 | R2    | 0.0 km | R6    | 10.0 km |

## 4 安心して外出できる環境の整備

### (1) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化

#### 【現状と課題】5-3-4(1)

「長崎県福祉のまちづくり条例」に基づき、不特定多数の方々が利用する一定規模以上の建物を新築、増改築する場合には、手すりやスロープの設置など条例に定める整備基準を満たすよう義務づけています。また、県所有（管理）施設のバリアフリー化は推進すべき事業であり、予算や各施設の整備計画等の制約の中で、関係課と連携して今後とも推進する必要があります。

道路利用者のバリアフリー化に対するニーズはますます高まっています。

#### 【具体的施策】5-3-4(1)

既存施設のバリアフリー化が進むように普及啓発に努めるとともに、既存の県有（県管理）施設については、条例に定める整備基準を満たすように早期の改修に努めます。

(福祉保健課、管財課、住宅課、教育環境整備課ほか)

今後とも、「長崎県福祉のまちづくり条例」に定められた、一定規模・用途の建築物について、建築時等のバリアフリーの整備基準に基づき、届出の審査及び指導を行います。

( 建築課 )

特定旅客施設、官公庁施設、福祉施設等を結ぶ経路を、交通事業者、道路管理者、警察等の関係機関と協議し、重点整備地区に定められたものについては、バリアフリー化を推進します。また、重点整備地区以外の地区においても、各地域のバリアフリー基本構想等に沿った整備の推進を目指します。

( 都市政策課、道路建設課 )

歩道整備にあたって有効幅員の確保、段差・勾配の解消、視覚障害者誘導ブロックの整備、電線類地中化事業による歩道の無電柱化等により、安心して外出できる環境整備に取り組めます。

( 道路建設課、道路維持課 )

「長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に係る道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき、バリアフリー化推進に取り組めます。

( 道路維持課 )

#### 【数値目標】5-3-4(1)

| 数 値 目 標                      | 基 準 値 |          | 目 標 値 |          |
|------------------------------|-------|----------|-------|----------|
|                              | 年度    |          | 年度    |          |
| 福祉のまちづくり条例施行事業に基づくバリアフリー化施設数 | H30   | 5,761 施設 | R6    | 6,826 施設 |

#### ( 2 ) 子育て世帯にやさしい施設等の整備

##### 【現状と課題】5-3-4(2)

少子高齢化・男女共同参画等と社会情勢が変化する中で、ユニバーサルデザインの導入が福祉のまちづくりに求められており、誰もが使いやすいトイレの設置等安心して社会参加できる生活環境の整備は今後も重視されるべき事項です。

商店街は地域コミュニティの場としての役割が期待されており、増加傾向にある空き店舗の活用策のひとつとして子育て支援につながる施設の設置・運営の取り組みが求められます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、「公園」というオープンスペースの価値が高まっているなか、障がいの有無に関わらず、すべての子ども

が共に遊び、共に学べる場所が求められています。

【具体的施策】5-3-4(2)

長崎県福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー 化施設数を増加させることにより、妊婦の方など誰もが使いやすいトイレの設置等を推進します。

(福祉保健課、管財課、住宅課、教育環境整備課ほか)

商店街の空き店舗等を活用した、保育施設や親子交流施設等のコミュニティ施設を設置・運営する取り組みを推進します。

(経営支援課)

「すべての子どもが一緒になって楽しく安全に遊べる広場」の整備を推進します。

(都市政策課)

(3) 子育て世帯への情報提供

【現状と課題】5-3-4(3)

平成18年6月に成立した「高齢者・障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律」により積極的なバリアフリー化の推進が求められており、子育て世帯を含む利用者へのバリアフリー施設整備の情報提供が必要です。

【具体的施策】5-3-4(3)

長崎県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合していることを示す「適合証」の交付事業所は、毎年増えていることから、妊産婦などの方々に安心して外出していただけるよう、バリアフリー施設の情報発信に努めます。

(福祉保健課)

これまでも、交通事業者に、ホームページや時刻表へのバリアフリー施設整備の情報掲載を促しておりますが、よりわかりやすく利用しやすい情報提供について、引き続き交通事業者への協力を要請します。

(交通政策課)

これまで、(一社)長崎県観光連盟が運営する「ながさき旅ネット」内でのバリアフリー情報や、県が支援する民間のユニバーサルツーリズム推進団体が運営する「長崎県ユニバーサルツーリズムセンター」ホームページを通じて情報発信に努めてきました。県内外の子育て家庭を含む多くの方々に長崎県での安心した旅を楽しんでいただけるよう、引き続き受入態勢の整備に取り組むとともに、情報発信に努めていきます。

(観光振興課)

## 5 安全・安心まちづくりの推進

### 【現状と課題】 5-3-5

街路整備において、安全・安心な社会の確立に向け、地域との協働による利用者にとって最適な施設整備が求められています。

既存団地の建替や住戸改善工事に伴い、防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針・解説に基づき、防犯性能の高い公共住宅の整備を進めてきたところですが、未対応の団地について防犯性の向上化対応が課題となっています。

防犯性能の高い住宅の普及及び犯罪の発生しにくい住宅環境づくりに努める必要があります。

### 【具体的施策】 5-3-5

街路計画の段階から地域住民の方々の意見が反映できるよう説明会等を行い、利用しやすい道路の構造を目指します。

(都市政策課、道路建設課)

分かりやすい案内標識、透水性舗装での施工や排水溝の蓋など滑りにくい材料を選定した歩道の水たまりの対策など、安全・安心なまちづくりに取り組みます。

(都市政策課、道路維持課)

通学路などについては、必要に応じて、歩道照明施設の設置や、車道照明に歩道用を共架するなど、防犯性を意識した対策を地域と一体となり進めることで、安全・安心のまちづくりに取り組みます。

(道路維持課)

都市公園 が犯罪行為の場所とならないよう、施設計画や管理面での十分な配慮を継続して行います。

(都市政策課)

既存団地の建替や改善工事により、防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針・解説に基づき、周囲からの見通しを確保した敷地内の配置計画、動線計画を行い、玄関ドアに防犯性能の高いカギの採用、外部からの見通しのできる開口部のあるエレベーターの採用等防犯性能の高い公共住宅の整備に努めます。

(住宅課、営繕課)

引き続き、関係機関・団体と連携して防犯診断及び防犯キャンペーンを実施するとともに、各種防犯教室等を開催して住宅や駐車場等の防犯対策の推進や防犯性能の高い建物部品などの普及広報に努めます。

(交通・地域安全課、警察本部生活安全企画課)